

令和5年度 第3回鹿屋市子ども・子育て会議



令和6年2月20日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 令和5年度第2回子ども・子育て会議の報告…………… P 1
- 2 子ども・子育て会議委員の構成見直しについて…………… P 2
- 3 地域型保育事業所の閉園について…………… P 3

II 協議

- 1 こども計画（仮称）策定に係るアンケート調査の結果について

（中間集計） … P 4

I 報告

1 令和5年度第2回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和5年10月17日（火）
開催場所	鹿屋市役所 別館第1・第2会議室（ZOOM会議併用）
出席委員	エルメス委員、角委員、川野委員、矢野委員、角之上委員、泊委員、副田委員、軀川委員、友岡委員、宮下委員、新川委員、有川委員、清水委員、橋元委員、川崎委員、渡邊委員、末吉委員、吉原委員
議題	報告 1 令和5年度第1回子ども・子育て会議の報告 協議 1 令和6年度教育・保育施設の定員変更について 2 こども計画について
会議結果	報告 令和5年度第1回会議結果について事務局より報告 協議 ・令和6年度教育・保育施設の定員変更について 資料に基づき事務局から説明を行い、定員変更に係る判断基準を満たしている教育・保育施設について承認された。 ・こども計画について 資料に基づき事務局から説明を行い、計画どおり進めることで了承された。

『主な意見等』

[オーガニック給食の導入について]

全面導入は難しいとのことであるが、1品目、月に数回、全体の数%など少しずつでも検討していただきたい。

〔回答〕学校給食について、御意見いただきありがとうございます。

学校給食の食材については、学校給食衛生管理基準に基づき、添加物の少ない物を使用したり、なるべく地元産の食材を使用したりするようにしており、安全安心な給食の提供に努めております。

市内で生産された有機農産物を学校給食食材として使用するオーガニック給食は、地産地消に繋がるほか、食育の観点などから、良い取組であると認識しております。

本市の有機農業などの環境保全型農業については、令和5年3月に策定した「第2次かみや農業・農村戦略ビジョン」において、化学農薬・肥料の使用低減をはじめ、2022年で46ヘクタールとなっている有機JASの取組面積を、2032年までに156ヘクタールに拡大する目標を掲げ、市内農家の有機JASの認証取得を促進することとしています。

しかしながら、鹿屋市の学校給食センターで使用する食材の必要量が多いことから、現時点では有機農業に取り組んでいる生産者や農産物が少なく、児童生徒数に見合った定量・定品質の有機農産物食材の確保が難しいところであると考えております。

オーガニック給食については、先進事例の情報収集などを行い、調査研究してまいりたいと考えております。

今後も、安全安心な給食の提供に努めてまいります。

2 子ども・子育て会議委員の構成見直しについて

- ① 現在の子ども・子育て会議委員の委嘱期間が令和6年4月30日で満了を迎えることから、第1号委員について公募を行います。
- ② 次年度からの子ども・子育て会議においては、鹿屋市こども計画（仮称）の策定についてご審議いただく予定としています。鹿屋市こども計画（仮称）の策定については、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども若者計画」を包含する計画となることから、現在の子ども・子育て会議委員の所属団体等の見直しと第1号委員の応募要件の見直しを行います。

（1）構成委員の見直し

区分	所属団体等	人数
第1号委員	市民委員	6人
第2号委員	①市医師会 ②市歯科医師会 ③鹿屋体育大学 ④大隅児童相談所 ⑤鹿屋警察署 ⑥市小・中学校校長協会	6人
第3号委員	①大隅学舎 ②鹿屋乳児院 ③市私立幼稚園協会 ④市保育会 ⑤学童保育連絡会 ⑥社会福祉協議会 ⑦地域組織活動代表 ⑧障がい児福祉支援事業所	8人
第4号委員	①特別支援学校 PTA ②PTA 連絡協議会 ③民生委員・児童委員 連絡協議会 ④母子寡婦福祉会 ⑤町内会連絡協議会 ⑥鹿屋商 工会議所	6人
委員数計		26人

※ 現在の委員構成より1減（私設保育園連絡協議会）2増

※ 委員は30人以内で組織する。

（2）第1号委員の募集の実施

募集人数	6名
応募要件	18歳未満の子どもの保護者※の方で、以下の①②どちらにも該当する方 ①鹿屋市在住の方 ②任期期間中の会議（おもに平日午後）に出席が可能な方
新たな委員の委嘱期間	令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年以内）
募集期間	令和6年2月26日（月）から令和6年3月15日（金）
周知方法	市ホームページへの掲載、施設へのチラシ配布依頼、携帯アプリ等による周知

※応募要件について子どもの年齢の引き上げを行うもの（前回：おもに小学校就学前の乳幼児の子育てをしている保護者）

3 地域型保育事業所の閉園について

市内の家庭的保育事業所より、令和6年3月末をもって廃止したい旨の届出がありました。当該施設の閉園については、令和6年度の入所申込みにおいて、全在園児が他園を希望し申込みをしていることから、承認いたしました。

施設名	家庭的保育事業 チャイルドハウス夢（郷之原町）
設置主体	特定非営利活動法人ぽよぽよハウス
廃止の理由	・年間通して利用園児が少なく、新年度も利用園児の希望が無い中で、これ以上の経営は困難と判断したこと。 ・保育者の確保も厳しい状況が続いたこと。
現に保育を受けている児童に対する措置	在園時の全員が、令和6年度は他園を希望し申込みを行っていること。
廃止の期日	令和6年3月31日

<入所の状況>

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5年度	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	5	
R4年度	4	4	4	4	4	2	2	2	4	5	5	5

Ⅱ 協議

3 こども計画（仮称）策定に係る アンケート調査の結果について（中間集計）

i 調査の概要

（１）調査目的

本調査は、次期子ども・子育てに関する計画（計画期間：令和７年度～11年度）の策定にあたり、基礎調査として子育てに関する生活実態や利用意向などを把握することを目的に実施しました。また、保護者や子どもの生活・教育状況等のニーズを把握することを目的として実施しました。

（２）調査対象及び調査方法

- ① 就学前児童保護者 : 郵送、保育所等を通じた配付・インターネット上での回収
- ② 小学校児童保護者 : 学校を通じた配付・インターネット上での回収
- ③ 小学５年生 : 学校を通じた配付・インターネット上での回収
- ④ 小学５年生保護者 : 学校を通じた配付・インターネット上での回収
- ⑤ 子ども・若者 : 郵送による配付・回収及びインターネット上での回収
- ⑥ 事業所 : 郵送による配付・回収及びインターネット上での回収

（３）調査期間

令和５年11月～令和６年２月

（４）回収状況（有効回答数）

調査先	配布数	回収件数	回収率
①就学前児童保護者	4,017件	1,042件	25.9%
②小学校児童保護者	4,574件	892件	19.5%
③小学５年生	1,033件	670件	64.9%
④小学５年生保護者	1,033件	294件	28.5%
中学２年生	鹿児島県において調査		
中学２年生保護者			
⑦子ども・若者	調査中		
⑧事業所			

ii 調査の結果

【就学前児童保護者及び小学校児童保護者】

（１）子どもの育ちをめぐる環境

○『主に子育てを行っている人』について、前回の調査と大きな変化はみられません。

就学前児童保護者では「父母ともに」が59.4%(前回60.9%)、「主に母親」が39.5%(前回37.4%)。

小学校児童保護者では、「父母ともに」が59.3%、「主に母親」が38.1%でした。

○『子どもをみてもらえる親族・知人等の有無』について、前回の調査と大きな変化はみられません。

就学前児童保護者では64.5%(前回65.2%)の人が「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、27.4%(前回31.2%)の人が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」環境にあります。

小学校児童保護者では、62.4%の人が「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、26.1%の人が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」環境にあります。

（２）保護者の就労状況

○母親の就労形態の現状をみると、就学前児童保護者では「フルタイム」が45.5%、「未就労」が19.2%、「パート・アルバイト等」が34.0%となっています。前回調査と比較すると、「パート・アルバイト等」は大きな変化がないものの、「フルタイム」が7.2ポイント増加、「未就労」が10.8ポイント減少していることから、保育が必要な家庭が増加していることがうかがえます。

小学校児童保護者では、「パート・アルバイト等」が43.7%、「フルタイム」が42.0%、「未就労」が12.9%となっている。

○就学前児童保護者では、「パート・アルバイト等」で就労している母親のうちの5.6%は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」に回答しています。未就労の母親の30.0%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を希望しています。

小学校児童保護者では、6.2%は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」に回答しており、未就労の母親の33.0%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と希望しており、潜在的な保育需要がみられ、保育・教育サービスニーズの増加が予測されます。

（３）お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

○定期的な教育・保育事業について「利用している」人が67.1%で、「利用していない」人は32.6%となっています。前回調査と比較すると「利用している」が6.2ポイント減少しています。

○定期的な教育・保育事業を利用している理由は「子育てをしている方が現在就労している」が80.5%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が63.8%と高くなっています。

○定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が64.6%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が35.1%、「幼稚園」の割合が27.8%となっています。

（４）お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況

○「子育て支援センター」「つどいの広場」など地域子育て支援拠点事業を利用している人は、全体の17.8%、「利用していないが、今後利用したい」が22.8%となっており、前回調査と比較しても大きな変化はみられませんでした。

○今後の利用意向については、「かのやライフ（アプリ）」が58.9%、「子育て支援アプリ」かのや育 memo。（かのやはぐめも）」が52.5%と、今後利用したい人の割合が高くなっています。

（５）お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

○「定期的」な教育・保育事業の利用希望は、土曜日に「ほぼ毎週利用したい」が43.6%、日曜・祝日の「利用する必要はない」が76.8%、幼稚園等の長期休暇中に「休みの期間中、週に数日利用したい」が43.1%の回答となっている。

（６）お子さんの病気の際の対応

○お子さんの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験がある人について、就学前児童保護者は73.4%、小学校児童保護者は76.3%。その際の対処法として、就学前児童保護者では92.2%が「母親が休んだ」、34.9%が「父親が休んだ」としており、小学校児童保護者では84.1%が「母親が休んだ」、23.2%が「父親が休んだ」となっています。

○就学前児童保護者の32.6%が「できれば病児・病後児保育を利用したい」と回答しています。

（７）「不定期」の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

○一時預かりについて、就学前児童保護者の39.8%が今後、「利用したい」と回答しています。利用したい目的としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が82.2%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が80.7%、「不規則の就労」が37.6%となっています。

（８）小学校就学後の放課後の過ごし方

○就学前児童保護者では、57.8%の保護者が小学校低学年（１～３年生）のうちに「放課後児童クラブ（学童保育）」で過ごさせたいとしており、前回調査と比較すると「放課後児童クラブ（学童保育）」「自宅」の割合が増加しています。また、小学校高学年（４～６年生）になった時は「放課後児童クラブ（学童保育）」が35.1%と低学年と比較すると低くなっていますが、前回調査と比較すると21.6ポイント増加しており、利用ニーズが高くなっていることがうかがえます。

○「放課後児童クラブ（学童保育）」に対する利用意向を持った保護者の土曜・休日や長期休暇中の利用意向をみると、「利用する必要はない」が高くなっています。小学校児童保護者では、61.5%の保護者の子どもが放課後に「自宅」で過ごしているとしています。

（９）子育て支援対策の全般について

○子どもを健やかに生み育てる上で、鹿屋市に期待する支援について、

・子どもに関することでは、「病気や発育・発達に関すること」において、就学前児童保護者で63.6%、小学校児童保護者で42.6%と最も高くなっています。

・親自身に関することでは、「一人のゆっくりする時間がとれない」において、就学前児童保護者で47.1%、小学校児童保護者で38.6%と最も高くなっています。

・協力・支援体制については、「特になし」を除き、「一時預かり・延長保育・病児保育・ショートステイ等が充実していない」が、就学前児童保護者で17.5%、小学校児童保護者で17.7%と最も高くなっています。

○鹿屋市の子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、「３点」が最も高く、次いで「２点」が高くなっており、満足度が低い（１点と２点の合計）が４割以上となっています。

【小学5年生及び小学5年生保護者】

（１）学校の授業の理解度

○学校の授業について、「わかる」「だいたいわかる」の割合が 63.1%となっており、「教科によってはわからないことがある」の割合が 31.3%となりました。授業がわからなくなった時期について、「5年生になってから」の割合が 50.8%と最も高く、次いで「4年生のころ」の割合が 31.6%と続いています。

（２）将来について

○将来の進学先希望について、「まだわからない」の割合が 30.4%と最も高く、「中学、高校まで」の割合が 23.6%、「中学、高校、大学または大学院まで」の割合が 18.2%と続いています。将来の夢や目標について、「持っている」の割合が 83.1%でしたが、「持っていない」の割合も 13.0%ありました。

（３）スポーツクラブやスポーツ少年団などへの参加について

○「参加している」（50.6%）、「参加していない」（48.4%）の割合がほぼ同数となっています。参加していない理由では、「特に理由がない」が 41.7%と最も高く、次いで「入りたいクラブ・少年団がないから」の割合が 20.7%、「塾や習い事が忙しいから」の割合が 17.6%と続いています。

（４）平日の生活について

○朝食を一緒に摂る人については、親の割合が 67.9%、きょうだいの割合が 62.7%、「一人で食べる」の割合が 15.4%でした。放課後を一緒に過ごす人は、「家族（親、きょうだい、おじいちゃん・おばあちゃん、親せきなど）」の割合が 63.0%と最も高く、次いで「一人で過ごしている」の割合が 10.9%と続いています。

（５）困っていることや悩みごとの相談相手について

○相談できる人は、「親」（75.1%）、「学校の友だち」（53.9%）、「きょうだい」（31.0%）と続いています。

（６）（平日の夜や休日を過ごすことができる場所など）これまでの利用有無と今後の希望について

○学童保育などの利用については、「現在利用している」が 13.4%、「あれば利用したい」が 17.6%、「利用したいと思わない」が 31.9%、「必要ない」が 35.5%でした。

○こども食堂などについては、「現在利用している」が 4.5%、「あれば利用したい」が 39.1%、「利用したいと思わない」が 22.2%、「必要がない」が 32.7%でした。

○勉強を無料でみくれる場所について、「現在利用している」が 3.7%、「あれば利用したい」が 34.2%、「利用したいと思わない」が 28.8%、「必要ない」が 31.2%でした。

○家や学校以外で何でも相談できる場所について、「現在利用している」が 3.4%、「あれば利用したい」が 27.8%、「利用したいと思わない」が 30.9%、「必要ない」が 36.1%となりました。

(7) 保護者の状況について

○「結婚している（再婚や事実婚を含む）」割合が 84.0%、「離婚」の割合が 11.9%と続いています。

○親の就労状況について、父親は「正社員・正規職員・会社役員」（74.8%）、「自営業」（13.6%）と続いています。母親は、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」（42.9%）、「正社員・正規職員・会社役員」（35.0%）、「自営業」（9.2%）と続いています。

(8) お子さんへの希望状況について

○希望するお子さんの進学先について、「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」の割合が 38.8%と最も高く、次いで「中学、高校、専門学校」の割合が 23.1%、「まだわからない」の割合が 15.6%と続いています。

(9) 暮らしの状況について

○「ゆとりがある」（『大変ゆとりがある』と『ゆとりがある』の合計）の割合が 10.5%、「苦しい」（『苦しい』と『大変苦しい』の合計）の割合が 30.9%となっています。「ふつう」の割合が 58.5%。

○世帯全体の年間収入について、「500～600 万円未満」（10.9%）、「350～400 万円未満」（10.2%）、「400～450 万円未満」「700～800 万円未満」が 8.8%と続いています。

○経済的な理由により、子どもの学習意欲にこたえられなかった経験では、「ある」36.7%、「ない」63.3%となっています。

(10) 過去1年間の経験について

○家族が必要とする食料が買えなかった経験は、「まったくなかった」の割合が 74.5%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が 12.9%、「ときどきあった」の割合が 8.2%と続いています。

○家族が必要とする衣服が買えなかった経験について、「まったくなかった」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が 17.0%、「ときどきあった」の割合が 10.9%と続いています。

○公共料金について、経済的な理由で未払いになった経験について、「あてはまるものはない」を除き、「電気料金」が 6.8%、「ガス料金」が 6.1%、「水道料金」が 5.8%、「家賃」が 6.1%、「校納費」が 7.8%となっています。

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 ^{けいこ}	市民委員	
2		鶴田 貴子 ^{つるだ たかこ}	市民委員	
3		木村 美季 ^{きむら みき}	市民委員	
4		角 祥平 ^{すみ しょうへい}	市民委員	
5		川野 歩 ^{かわの あゆみ}	市民委員	
6		山下 仁 ^{やました ひとし}	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	矢野 常広 ^{や の つねひろ}	鹿屋市医師会	
8		安楽 博史 ^{あんらく ひろし}	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 ^{もり かつみ}	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		角ノ上 琢 ^{すみのうえ たく}	鹿児島県大隅児童相談所	
11		泊 浩太郎 ^{とまり こうたろう}	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		副田 明彦 ^{そえだ あきひこ}	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子育て 支援に関する 事業に従事 する者	藤井 光晴 ^{ふじい みつはる}	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒 ^{くがわ ひさし}	鹿屋乳児院	
15		宮下 義昭 ^{みやした よしあき}	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 ^{ともおか よしのぶ}	鹿屋市保育会	
17		新川 留美 ^{しんかわ るみ}	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
18		有川 文人 ^{ありかわ ふみと}	鹿屋市学童保育連絡会	
19		清水 直樹 ^{しみず なおき}	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
20		豎山 恵美 ^{たてやま めぐみ}	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	
21	第4号委員 その他市長が 必要と認める 者	橋元 直也 ^{はしもと なおや}	鹿屋特別支援学校PTA	
22		川崎 大輔 ^{かわさき だいすけ}	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		渡邊 正人 ^{わたなべ まさと}	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		末吉 勝子 ^{すえよし かつこ}	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 ^{よしはら はちろう}	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間：令和4年5月1日～令和6年4月30日（2年以内）】

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。